

本報告は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第10条に基づき、政府が講じた犯罪被害者等のための施策について、毎年、国会に提出するものである。

今回の白書は8回目に当たり、第1章において、地域における被害者支援の広がりについて特集し、第2章において、第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月閣議決定）に基づき平成24年度に犯罪被害者等のために講じた施策を5つの重点課題の柱立てに沿って記述している。